

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会

2 開催日時

令和2年12月8日（火）14時00分から15時40分まで

3 開催場所

丹波篠山市民センター 1階 多目的ルーム

4 会議に出席した者の氏名

- (1) 委 員 川端登会長、森田忠副会長、黒田龍二委員、三輪康一委員、今井進委員、松尾俊和委員、丹後正昭委員、青木恵由委員、竹見聖司委員、小畠理三委員、田村隆章委員

- (2) 執行機関 教育委員会事務局 部長 稲山悟
同 文化財課 課長 村上由樹、係長 植木友、
主事 津山光輝、主査 山本有子（記録）

委員13名中11名出席、2名欠席

丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第9条第3項の規定に基づき、委員の過半数の出席により、審議会成立

5 傍聴人の数

0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別

全て公開

7 非公開の理由

該当なし

8 会議資料の名称

令和2年度丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会資料

9 審議の概要

(1) 開会

(2) 委嘱状の交付

福住まちなみ保存会会長の交代による審議会副会長の山取武委員の退任に伴い、副会長については令和3年3月31日までの期間、福住まちなみ保存会会長として選出された森田忠委員にお願いする。

(3) あいさつ

川端会長あいさつ

丹波篠山市教育委員会 部長 稲山あいさつ

(4) 報告事項

1) 第1号 令和2年度町並整備事業の実施状況について(植木より説明)

(委員) 森田家の門の修理において部材のほとんどが新調されたことは由々しき事態。原因をつぶさしておく必要がある。元の図面は残っているか。

(事務局) 図面はある。

(委員) 改修後の寸法は合っているか。材料は変わってしまったが、形は完全に残っていることが特定物件としては必要。元の部材が全部変わったならば特定を解除すればいいが、そういう訳にもいかない。当初の形と違っている所があれば、ここは違っていると追跡作業をしっかりと行う必要がある。

(委員) そもそも、何故このようなことが起きたのか。現状調査をきっちり行わなければならない。

(事務局) 建築士に聞き取りを行った。施主の要望が強かったと聞いている。保存会に対する報告はなかった。保存修理事業においては原則、部材は残さなければいけないということを改めて建築士に周知徹底する。

(委員) 建築士と所有者に原因があるようにも受け取れるが、市の管理体制にも問題がある。チェック体制の強化が必要だが、チェックして分かったということではいけない。図面作成、建築材料準備、作業着手といったどこかの段階で私達専門家が立ち会ってもよいのでチェックすることが必要。市が建築士に任せきりにしているように見受けられる。修理事業については市と建築士との共同責任である。

(委員) 施主の強い要望で押し切られたとのことだが、施主の知識が十分でないということ。地区で定期的に勉強会を開催するなどの取り組みが必要。補助が決定したときの説明会において伝建修理事業制度の周知を徹底し、強く指導すべきである。

(委員) 施主の立場ならお金を出す以上、新しい部材で修理したいという気持ちは理解できるし、施主を責める気は全くない。ただし、制度について最終的にはご理解いただく必要はある。

(委員) 森田家の門の件について、経緯、原因、対応、再発防止について報告書の作成をお願いします。

(事務局) 今回の件については、再発防止策も含めてまとめた上で保存会において報告する。

2) 第2号 令和3年度町並整備事業の事業計画について(植木より説明)

(委員) どの建物がということではなく、武家住宅の傷み方が激しい気がする。武家住宅は、どれだけの所有者が、どれくらいメンテナンスされているのか市は把握しているか。空き家率はどれくらいか。

(事務局) 武家住宅は鉄板葺きも含めて10棟、うち茅葺きが4棟。武家住宅の6割くらいが空き家となっているが、放置されている空き家はない。

- (委 員) 住宅の傷み具合について早めに状態を掴んで処置する必要がある。
- (事 務 局) 傷みの激しいものについては市から修理について働きかけている。
- (委 員) 保存修理事業を活用いただけるよう働きかけが必要。武家住宅で傷みが激しいものについては優先的に修理する方向で考えられたい。
- (委 員) 所有者は把握できているのか。
- (事 務 局) 所有者は把握している。
- (委 員) 空き家状態だから残っているとと言える。若い人が住んでいたら今のような状態で残っていないと思う。
- (委 員) 古くて手も加わっていないものは、いい建物が多い。いい物件は傷みがひどくならないうちに、いいタイミングで修理する必要がある。
- (委 員) 補助事業を活用しても2割は自己負担となる。商家は活用されているが武家住宅は活用されにくい。
- (委 員) 差し迫った状態になってからの修理となっているように思う。また、近い将来、利活用についても考えていかなければならない。
- (委 員) 朽ち果ててしまっただろうもない。何とかいいタイミングで修理いただきたい。相続の問題で放置されているケースもある。それぞれの事情に応じたきめ細かい対応が必要。最終的に建物を引き受けてくれるといった制度があればよいと思う。
- (委 員) 空き家対策は重要な問題。市においても色々対策されていると思う。文化財課だけでなく、全市あげてNPOとも一緒になって取り組まなければ難しい問題だと思う。
- (事 務 局) 地区内の空き家相談については、空き家バンクや町なみ屋なみ研究所といったNPOを案内し、まず民間の売買について案内している。
- (委 員) 保存修理事業による保存も大切だが、修理した建物をいかに活用するかも大切である。福住地区の4軒については全て居住されている。篠山地区の4軒について修理後の活用方法を教えていただきたい。
- (事 務 局) 4軒は全て空き家で、楓家は修理後に移住される予定。佐藤家は故郷である篠山に帰ることを希望されている。小林家は地区内に居住されている。
- (委 員) 楓家の道路に面したブロック塀は修景できないのか。ブロック塀は9段積みで危険ではないか。
- (事 務 局) 楓家はまず修理して居住することを優先されている。ブロック塀については自費での修景を検討されている。
- (委 員) 撤去について支援制度あるか。
- (委 員) 建築基準法上、既存不適格となるブロック塀の撤去への助成制度はある。

(5) 議案

第1号 篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について【承認】(植木より説明)

- (委 員) 写真では環境物件がかなり密植しているように見受けられる。いくらか伐採した方がよいのではないか。
- (事 務 局) 今回、自治会で竹藪を整備されるにあたり特定物件の申請があった。
- (委 員) 敷地内に大きな木があるが、これは切ってはいけないのか。
- (委 員) 何年か前に竹藪の中の倒木を伐採したことがある。

- (事務局) 市で助成して伐採した。
- (委員) 災害などで近隣住民に被害があるといけない。地域の住民と相談しながら整備を進められたい。
- (委員) 江戸初期の竹ではないと思うが、明治時代になるのか。整備ではいつの時代の竹藪にするのか。
- (事務局) 幕末の絵図はあるが立体的に残っている資料はない。常識的な整備になる。
- (委員) 常識的に伐採し、どういう形で管理するというイメージはあるか。
- (事務局) 見苦しくないような伐採を考えている。
- (委員) 最低限の整備ということか。今回整備するのは一部ではあるが、今回の整備できちんと方針を決めて整備しなければ、今後の整備に影響する。
- (委員) 竹藪は町並みの景観を形成しているが、元々は武家屋敷の遺構である。箕浦家の竹藪にある雲紋竹は珍しいもので保存すべきではないか。南新町の竹藪にも雲紋竹はあるのか。
- (事務局) どのくらい雲紋竹があるか把握していない。
- (委員) 今回特定されることで一連の竹藪について特定できたのか。
- (事務局) まだ一部、同意が得られていない。
- (委員) 竹藪の所有者は市内に居住していないのか。
- (事務局) 未特定の竹藪は所有者のほとんどが市外の方である。
- (委員) 全体的にうまく取り込んで一体的に残すべきではないか。
- (委員) 出だしの整備をきちんとしなければいけない。
- (委員) 景観としてきれいに整備することも必要だが、元は武家屋敷の遺構の一部であることから、武家屋敷と竹藪の区域が分かるような整備がされれば当時の様子が分かると思う。

(6) 閉会（森田副会長よりあいさつ）